

総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 2 9 号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成 1 7 年総社市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表第 4（第 2 条関係）					別表第 4（第 2 条関係）				
区分及び種類			単 位	手数料の 金額	区分及び種類			単 位	手数料の 金額
岡 山 県 屋 外 広 告 物 条 例 (昭和 41 年 岡 山 県 条 例 第 29 号) の 規 定 に よ る 広 告 物 の 表 示 若 し く は 掲 出 物 件 の 設 置 の 許 可	貼 り 紙 及 び 貼 り 札 等		100 枚 まで ごとに	<u>420 円</u>	岡 山 県 屋 外 広 告 物 条 例 (昭和 41 年 岡 山 県 条 例 第 29 号) の 規 定 に よ る 広 告 物 の 表 示 若 し く は 掲 出 物 件 の 設 置 の 許 可	は り 紙 及 び は り 札 等		100 枚 まで ごとに	<u>410 円</u>
	立 看 板 等		1 基 につき	<u>420 円</u>		立 看 板 等		1 基 につき	<u>410 円</u>
	広 告 旗 , 広 告 板 (ネ オ ン 及 び 電 光 に よ る も の を 含 む 。) 及 び タ ン ク 類	表 示 面 積	1 基 につき	410 円		広 告 旗 , 広 告 板 (ネ オ ン 及 び 電 光 に よ る も の を 含 む 。) 及 び タ ン ク 類	表 示 面 積	1 基 につき	410 円
		1m ² 未 満 の も の	同	<u>810 円</u>			1m ² 未 満 の も の	同	<u>800 円</u>
		1m ² 以 上 3m ² 未 満 の も の	同	<u>1,170 円</u>			1m ² 以 上 3m ² 未 満 の も の	同	<u>800 円</u>
		3m ² 以 上 5m ² 未 満 の も の	同	<u>1,170 円</u>			3m ² 以 上 5m ² 未 満 の も の	同	<u>1,150 円</u>
5m ² 以 上 8m ² 未 満 の も の		同	<u>1,480 円</u>	5m ² 以 上 8m ² 未 満 の も の	同		<u>1,450 円</u>		
8m ² 以 上 10m ² 未 満 の も の	同	<u>1,780 円</u>	8m ² 以 上 10m ² 未 満 の も の	同	<u>1,450 円</u>				
10m ² 以 上 の も の	同	<u>1,780 円</u> に 10m ² を 超 え る 部 分 が 1m ² に 達 す る ま で ご と に 100 円 を 加 算 し	10m ² 以 上 の も の	同	<u>1,750 円</u> に 10m ² を 超 え る 部 分 が 1m ² に 達 す る ま で ご と に 100 円 を 加 算 し				

改 正 後					改 正 前				
又は許可期間の更新の許可に係る屋外広告物許可申請手数料				た額	又は許可期間の更新の許可に係る屋外広告物許可申請手数料				た額
	アドバルーンその他これに類するもの		1個につき	<u>1,370円</u>		アドバルーンその他これに類するもの		1個につき	<u>1,350円</u>
	アーチ		1基につき	<u>2,750円</u>		アーチ		1基につき	<u>2,700円</u>
	広告網その他これに類するもの		1個につき	<u>710円</u>		広告網その他これに類するもの		1個につき	<u>700円</u>
備考 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の届出を行った政治団体が政治活動のために <u>貼り紙</u> ， <u>貼り札</u> 等，広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは，この限りでない。					備考 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の届出を行った政治団体が政治活動のために <u>はり紙</u> ， <u>はり札</u> 等，広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは，この限りでない。				

附 則

この条例は，令和7年10月1日から施行する。